

越谷市交通安全計画（令和3年度～令和7年度）（素案）に対する意見公募手続き
の実施概要・結果

パブリックコメントの実施について	
意見募集期間	令和3年（2021年）9月 1日（水）から 令和3年（2021年）9月30日（木）まで
周知方法	・市ホームページへの情報掲載 ・広報こしがやお知らせ版9月号への記事掲載
計画（素案）・ 意見箱設置場所	くらし安心課、情報公開センター、各地区センター・公民館（13か所） ※計画書・意見書については、市ホームページにも掲載
意見提出方法	各施設に設置した意見箱への投函、郵送（当日消印有効）、ファックス、 電子メール

パブリックコメントの結果について													
パブリックコメントの総数	3件（1人）												
提出方法の内訳	<table border="0"> <tr> <td>窓口持参（くらし安心課）</td> <td>0件（0人）</td> </tr> <tr> <td>意見箱</td> <td>0件（0人）</td> </tr> <tr> <td>郵 送</td> <td>0件（0人）</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>3件（1人）</td> </tr> <tr> <td>電子メール</td> <td>0件（0人）</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>3件（1人）</td> </tr> </table>	窓口持参（くらし安心課）	0件（0人）	意見箱	0件（0人）	郵 送	0件（0人）	F A X	3件（1人）	電子メール	0件（0人）	合 計	3件（1人）
窓口持参（くらし安心課）	0件（0人）												
意見箱	0件（0人）												
郵 送	0件（0人）												
F A X	3件（1人）												
電子メール	0件（0人）												
合 計	3件（1人）												
意見への対応区分	<table border="0"> <tr> <td>A：計画書に意見を反映</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>B：計画書に示されていると考えるもの</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>C：計画書に対する意見、質問として受けるが 素案のとおり</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>D：その他（計画書以外の意見、要望、質問等）</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>3件</td> </tr> </table>	A：計画書に意見を反映	0件	B：計画書に示されていると考えるもの	0件	C：計画書に対する意見、質問として受けるが 素案のとおり	2件	D：その他（計画書以外の意見、要望、質問等）	1件	合 計	3件		
A：計画書に意見を反映	0件												
B：計画書に示されていると考えるもの	0件												
C：計画書に対する意見、質問として受けるが 素案のとおり	2件												
D：その他（計画書以外の意見、要望、質問等）	1件												
合 計	3件												
意見等に対する市の考え方	次ページの「パブリックコメントのご意見と市の考え方について」 を参照												

パブリックコメントのご意見と市の考え方について

【対応区分】

- A：計画書に意見を反映
- B：計画書に示されていると考えるもの
- C：計画書に対する意見、質問として受けるが素案のとおり
- D：その他（計画書以外の意見、要望、質問等）

計画該当箇所:いただいたご意見が該当する計画書(素案)のページを示す。

No.	計画該当箇所	ご意見の内容	市の考え方	対応区分
1	第1章 20ページ	県道東京平方線（新方小学校通学路）平日7：00～8：30居住者専用道路指定、及び一時退避用ガードレールの設置して欲しいです。	道路の規制については、所管である越谷警察署にご要望をお伝えいたします。また、ガードレールの設置については、当該路線の管理者が埼玉県であるため、越谷県土整備事務所にご要望をお伝えいたします。	C：計画書に対する意見として受けるが素案のとおり
2	第1章 14ページ	県道東京平方線（新方小学校通学路）大落古利根川右岸を遊歩道として整備して、一部区間を通学路として使用して欲しいです。	寿橋より上流の古利根川緑道整備につきましては、今後、埼玉県等と調整を行いながら整備計画について検討してまいります。 通学路の指定につきましては、出来る限り歩道と車道が区別ある道路、安全施設の設置されている道路などを指定することを基本に、毎年度、学校長が地域の方々やPTAの意見、実態調査等の結果を踏まえながら通学路として指定しており、ご意見については、今後の参考とさせていただきます。	C：計画書に対する意見として受けるが素案のとおり
3	第1章 20ページ	市条例により、市道交差点の民有地を地権者の協力により隅切を行なう事になっていますが、その土地が道路不整備の為、約40年間放置されています。そこは深さ1.2mの用水が有り、また通学路でもあり子どもにとって危険箇所です。安全対策として一部覆蓋の設置が望まれます。	当市では、「越谷市まちの整備に関する条例」に基づき、開発者及び市民の皆様のご協力をいただき、道路等の整備を行っています。また、通学路の安全対策については、埼玉県と連携しながら学校や地域の皆様とともに通学路の安全総点検を実施し、計画的に交通安全対策に取り組んでいます。ご要望の個所については、現場状況や土地の権利関係を調査のうえ、対応を検討してまいります。	D：その他（計画書以外の意見、要望、質問等）